

令和5年5月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年5月9日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 正田 忠公 委員
6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 非農地証明願いについて
議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席9番 柳井 博之委員、議席10番 後藤 博幸委員が欠席となっており、出席委員は10名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。
それでは議案に入ります。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 1ページをお開きください。
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
- 令和5年5月9日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 580 m² 外8筆 合計 2,961.19 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。
番号2、(畝) 181 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 1,035 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(田) 322 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 773 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

4月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

疋田 委員 私疋田より、4月26日に実施しました議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は9筆の畑で現在はニンニクと栗の木が植えられています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある1筆の畑で、露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅横にあり、これまで露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、これまで露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 5 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 1 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 9 筆の畠で現在はニンニクと栗の木が植えられています。許可後も同様の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 第 3 地区の足立推進委員さん、お願いします。

- 足 立 第3地区、推進委員の足立です。
- 推進委員 番号2の畠については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は譲受人の自宅の隣にあり、すでに譲受人が菜園として利用しています。今後も同様の管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。
- 議 長 第8地区の佐藤推進委員さん、お願いします。
- 佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。
- 推進委員 番号3の田については、贈与により所有権を取得するものです。
- 申請地は1筆の田で、これまで譲受人が水稻の作付けを行っています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。
- 番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は譲受人の自宅横にあり、これまで露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。
- いずれも、特に問題は無いと思われます。以上です。
- 議 長 第11地区の玉井推進委員さん、お願いします。
- 玉 井 第11地区、推進委員の玉井です。
- 推進委員 番号5の畠については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は1筆の畠で、これまで露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。
- 議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤幸 委員 はい。確認なのですが、番号 3 の所有権移転についてですが、売買でしょうか。相続でしょうか。

次長 こちらは“贈与”が正しいです。チェックリストの番号 3 の“所有権移転”と書かれた下に“売買”と書かれていますが、“贈与”が正しいです。訂正をお願いします。

議長 他にご意見ありませんか。

一質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 5 ページとなります。

議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 5 年 5 月 9 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをお開きください。

番号 1、(畑) 975 m² の内、0.36 m² を、申請者が営農型太陽光発電施設を設置するものです。

転用は施設の支柱部分のみで、太陽光発電施設の下では柵の作付けを行うとのことです。農地の区分は農用地となります、本案件は 3 年間の一時転用のため、申請の受付をしています。

以上、4 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 農地法 4 条申請について、私野上よりご報告させていただきます。

委 員 正田委員、事務局 2 名と推進委員さんで 4 月 26 日に実施しました、議案第 29 号 農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、申請者が自ら所有する畑に営農型太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は耕作されていません。今後、発電パネルの下では「柵」を栽培し、販売することです。

審査項目の立地基準①及び②については農用地区域内農地に該当しますが、営農型太陽光施設のため、不許可の例外規定に該当するものです。

一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第 11 地区の玉井推進委員さん。

玉 井 第 11 地区の玉井です。

推進委員 番号 1 は、申請者が自ら所有する畠に営農型太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は 1 筆の畠で、現在は耕作されていませんが草刈り等を行っています。今後、発電パネルの下では「榦」を栽培し、販売するとのことです。特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 はい。支柱の面積という形で、支柱のことについてはわかったのですが、太陽光パネル自体設置するのは誰がするのか、法人に委託していると
委 員 いうことですか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 今回の申請の内容ですが、太陽光パネルを設置して実際発電を行うのは誰なのかということですが、これは申請者となります。

主 幹 申請者が自らの農地に、業者に頼んでパネルを設置してもらい、発電を行うのは申請者ということで、4 条申請として出てきております。

議 長 藤嶋委員さん、よろしいでしょうか。

藤 嶋 はい。

委 員 もうひとつ、良いですか。もし事情が変わって、太陽光発電を止めることになった際の撤去等については、法的な強制力と言いますか、農地に復旧させるような強制力があるのでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 営農型太陽光発電について許可をするにあたって条件をいくつか設けていまして、今のご指摘の通り、発電を行わなくなった時の取り扱いについてですが、これについても「撤去して現状に復旧するように。」という条件は許可書に記載するようになっております。また、撤去に掛かる費用についても、申請の時点でその費用も含めて工面できているという、撤去費用も含めた見積書とその分の資金証明を出させておりますので、金銭的に撤去に掛かる費用がないということは起こりえないという形で許可をするようにしています。

議 長 藤嶋委員、よろしいでしょうか。

藤 嶋 はい。
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 5 年 5 月 9 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 704 m² については、所有権の移転を行い、社員及び社用車の駐車場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、(畑) 211 m² については、所有権の移転を行い、1 戸の建売住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、(畑) 9.24 m² 外 2 筆 合計 228.24 m² については、所有権の移転を行い、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、(畑) 218 m² 外 8 筆 合計 3,401 m² については、所有権の移転を行い、倉庫・駐車場・資材置場を設置するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

なお、本案件は転用面積が 3,000 m² を超えているため、許可にあたり、農地法第 5 条第 3 項の規定により常設審議委員会に諮問するものです。

番号 5、(田) 346 m² 外 2 筆 合計 1,496 m² については、所有権の移転を行い、工場を増設するものです。農地の区分は 1 種農地となります。

なお、第 1 種農地については、原則転用不可でありますが、本案件については、農地転用の不許可の例外として、農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存の施設に隣接する土地に既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での施設の拡張」に該当するため、申請の受付をしています。

以上、5 条申請 5 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 11~12 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 5 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 農地法第5条について、4月26日に実施しました議案第30号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、駐車場用地として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。なお、申請地の家屋も同時に取得し、社宅として利用することです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は3筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畠については、所有権を取得し、倉庫・駐車場・資材置場用地として利用するものです。申請地は9筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5の田については、所有権を取得し、工場の増設を行うものです。申請地は3筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①および②については、基盤整備済みの田であることから1種農地になりますが、この申請が既存の工場の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当するものです。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、駐車場用地として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。なお、申請地の家屋も同時に取得し、社宅として利用することです。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

番号5の田については、所有権を取得し、隣にある工場を増設するものです。

申請地は3筆の田で、草刈り等により管理されています。雨水などは横の水路に流れるようになっており、隣の水田などへの影響はないと思われます。

議長 第2地区の首藤推進委員さん。

首藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号2の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。申請地の隣も最近許可を受けて建てられた住宅があり、特に周囲の農業に影響は無いと思われます。

議 長 第1地区、玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は3筆の畠で、草刈り等により管理されています。周りはすでに住宅地になっています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第31号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13ページとなります。

議案第31号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年5月9日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畠) 363m² 外2筆 合計 382.44 m² の土地について、1筆は昭和50年3月31日に4条の許可を受け転用された土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが地目変更が未登記の土地となります。もう2筆については、昭和56、57年に分筆された狭小の残地となります。チェックリストについては、③の周囲の状況から復元しても継続利用できない土地となります。申請地は次の15ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第31号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第31号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第32号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 16ページとなります。

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和5年5月9日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第5号）「令和5年5月9日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和5年4月末までに申し出がありました、臼杵市全体の集積表であります。1ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、 $12,417\text{ m}^2$ 16筆、畠については、 $2,088\text{ m}^2$ 1筆、合計面積は、 $14,505\text{ m}^2$ 17筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が5名に対して、借り手は5名となります。各筆明細につきましては、4~5ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年5月9日公告予定の農用地利用集積計画（第5号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第32号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。